

	野菜栽培基準書	野菜グループ
--	----------------	--------

1. 栽培指針

より安全で美味しい「野菜」の生産を目的としこれまでの栽培申し合わせ事項をもとに、更に品質の向上を図るために栽培基準を設ける。

2. 運用，適用範囲

野菜グループの生産者で、庄内協同ファームを通して出荷される「野菜」および加工食品の「原料野菜」全てに適用される。（自主基準があるものは除く）
運用にあたり、生産者はグループの中で話し合いを重ね、主体的に栽培基準を作り上げ実践していく。

3. 栽培基準

- (1) 化学肥料（N成分）の使用量を地域慣行栽培の半分以下とする。（慣行基準のないものは別途考慮する。）
- (2) 化学合成農薬の使用量を地域慣行栽培の半分以下とする（慣行基準のないものは別途考慮する）。特に化学除草剤の使用は禁止する。
- (3) 庄内協同ファーム禁止農薬リスト及び供給先の禁止農薬リストを遵守する。
- (4) 隣接地からの化学合成農薬汚染に注意する。

4. 出荷規格

- (1) 品目ごとの庄内協同ファーム製品規格、農産物企画書による。
- (2) まず生産者自らが食し、自信と責任を持って出荷する。

5. 基準認証のための記録

必要とされる記録を各自記帳する。

制定日：2001年2月20日

改訂日：2003年2月28日 加工食品の原料栽培を野菜グループにいれる。栽培基準の見直し。

改訂日：2005年2月11日 栽培基準の見直し。

改訂日：2013年2月28日 作成者・確認者・承認者名の変更

作成者	策定	責任者	確認	承認
今野昭史	野菜グループ	五十嵐英一	野口吉男	小野寺喜作